

令和 5 年

第 3 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和5年第3回海老名市議会定例会第1日）

令和5年8月29日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第8号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号）） |
| 日程第2 | 報告第9号 | 継続費精算報告について（市道62号線延伸道路整備事業費ほか1件） |
| 日程第3 | 報告第10号 | 公共下水道事業会計継続費精算報告について（河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費） |
| 日程第4 | 報告第11号 | 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について |
| 日程第5 | 報告第12号 | 債権の放棄について（在宅福祉サービス利用料ほか5件） |
| 日程第6 | 議案第41号 | 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第42号 | 海老名市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第43号 | 令和4年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第9 | 議案第44号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第45号 | 令和5年度海老名市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第11 | 議案第46号 | 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第47号 | 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 認定第1号 | 令和4年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第2号 | 令和4年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- 日程第 1 5 認定第 3 号 令和 4 年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 1 6 認定第 4 号 令和 4 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 5 号 令和 4 年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 6 号 令和 4 年度海老名市公共下水道事業会計決算認定につい
て

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号）について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記予算を別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月8日専決

海老名市長 内 野 優

記

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号）

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度海老名市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,025,788千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 1,660,811	千円 18,813	千円 1,679,624
	2 基金繰入金	1,659,781	18,813	1,678,594
21 市債		2,347,900	22,900	2,370,800
	1 市債	2,347,900	22,900	2,370,800
歳入	合計	50,984,075	41,713	51,025,788

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,089,817	千円 24,442	千円 6,114,259
	1 総務管理費	4,951,786	24,442	4,976,228
10 教育費		6,251,263	17,271	6,268,534
	2 小学校費	497,683	15,105	512,788
	3 中学校費	301,927	2,166	304,093
歳 出	合 計	50,984,075	41,713	51,025,788

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター大規模改修事業	12,100	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。	35,000	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
計	2,347,900				2,370,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	1,660,811	18,813	1,679,624
21 市債	2,347,900	22,900	2,370,800
歳入合計	50,984,075	41,713	51,025,788

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,089,817	24,442	6,114,259
10 教育費	6,251,263	17,271	6,268,534
歳 出 合 計	50,984,075	41,713	51,025,788

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 そ の 他	源 一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	22,900	0	1,542
0	0	0	17,271
0	22,900	0	18,813

2 歳 入

1 8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 財政調整基金繰入金	千円 385,874	千円 18,813	千円 404,687
計	1,659,781	18,813	1,678,594

2 1 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務債	千円 229,000	千円 22,900	千円 251,900
計	2,347,900	22,900	2,370,800

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 18,813	財政調整基金繰入金	千円 18,813

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理債	千円 22,900	コミュニティセンター大規模改修事業債	千円 22,900

1 8 款 繰入金 2 1 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 地域活動推進費	千円 543,810	千円 24,442	千円 568,252	千円 0	千円 22,900 市債	千円 0	千円 1,542
計	4,951,786	24,442	4,976,228	0	22,900	0	1,542

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 405,752	千円 15,105	千円 420,857	千円 0	千円 0	千円 0	千円 15,105
計	497,683	15,105	512,788	0	0	0	15,105

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 243,372	千円 2,166	千円 245,538	千円 0	千円 0	千円 0	千円 2,166
計	301,927	2,166	304,093	0	0	0	2,166

節		説明	千円
区分	金額		
15 工事請負費	千円 24,442	コミュニティセンター等維持管理運営経費	24,442
		コミュニティセンター等改修事業費	24,442
		工事請負費	24,442

節		説明	千円
区分	金額		
13 委託料	千円 15,105	小学校管理経費	15,105
		小学校維持管理経費	15,105
		委託料	15,105

節		説明	千円
区分	金額		
13 委託料	千円 2,166	中学校管理経費	2,166
		中学校維持管理経費	2,166
		委託料	2,166

2 款 総務費 10 款 教育費

報告第9号

継続費精算報告について（市道62号線延伸道路整備事業費ほか1件）

海老名市一般会計予算の継続費に係る事業（市道62号線延伸道路整備事業費ほか1件）が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

令和4年度海老名市一般会計継続精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較						
				左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳						
				年割額	特定財源			一般財源	国県支出金	特定財源		一般財源	国県支出金	特定財源		一般財源	国県支出金	特定財源		一般財源		
					地方債	その他				地方債				その他				地方債	その他		地方債	その他
8	土木費	2 道路橋りょう費	2	83,900,000	33,500,000	34,000,000	0	16,400,000	83,900,000	33,500,000	34,000,000	0	16,400,000	0	0	0	0	0	0	0		
			3	172,300,000	68,475,000	96,600,000	0	7,225,000	166,906,000	68,475,000	96,600,000	0	1,831,000	5,394,000	0	0	0	0	0	5,394,000		
			4	46,900,000	0	44,900,000	0	2,000,000	27,169,500	0	26,100,000	0	1,069,600	19,730,400	0	0	18,800,000	0	0	930,400		
			合計	303,100,000	101,975,000	175,500,000	0	25,625,000	277,975,600	101,975,000	156,700,000	0	19,300,600	25,124,400	0	0	18,800,000	0	0	6,324,400		
30	100,000,000	0	99,000,000	0	1,000,000	100,000,000	0	99,000,000	0	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0				
8	2 道路橋りょう費	市道6-2号線(並木橋)歩道橋架設事業費	1	300,000,000	146,696,000	137,900,000	0	15,404,000	300,000,000	148,644,000	137,900,000	0	13,456,000	0	△ 1,948,000	0	0	0	0	1,948,000		
			2	679,000,000	196,097,000	478,000,000	0	4,903,000	679,000,000	196,096,000	306,100,000	0	176,804,000	0	1,000	171,900,000	0	△ 171,901,000	0			
			3	521,000,000	275,000,000	243,400,000	0	2,600,000	521,000,000	275,000,000	243,400,000	0	2,600,000	0	0	0	0	0	0	0		
			4	180,000,000	33,000,000	145,500,000	0	1,500,000	142,576,942	26,730,000	114,500,000	0	1,346,942	37,423,058	0	6,270,000	31,000,000	0	0	153,058		
合計	1,780,000,000	650,793,000	1,103,800,000	0	25,407,000	1,742,576,942	646,470,000	900,900,000	0	186,206,942	37,423,058	0	4,323,000	202,900,000	0	△ 169,799,942	0					

報告第10号

公共下水道事業会計継続費精算報告について（河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費）

海老名市公共下水道事業会計予算の継続費に係る事業（河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費）が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

令和4年度海老名市公共下水道事業会計継続精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較				
				年割額	左の財源内訳		支払義務 発生額	左の財源内訳		年割額と 支払義務 発生額との差	左の財源内訳			
					企業債	国庫補助金		損益勘定 留保資金	企業債		国庫補助金	損益勘定 留保資金		
			3	32,100,000	28,100,000	4,000,000	0	32,100,000	27,800,000	4,000,000	300,000	0	△ 300,000	
			4	58,472,000	42,400,000	16,000,000	72,000	39,160,200	23,000,000	16,000,000	160,200	19,311,800	0	△ 88,200
			合計	90,572,000	70,500,000	20,000,000	72,000	71,260,200	50,800,000	20,000,000	460,200	19,311,800	0	△ 388,200

1 資本的支出 1 建設改良費
河原口排水区
234号庄の排水
水路整備事業
費

報告第 1 1 号

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

1 令和4年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.97)	— (16.97)	4.6 (25.0)	28.2 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における早期健全化基準

2 令和4年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位 %)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における経営健全化基準

報告第12号

債権の放棄について（在宅福祉サービス利用料ほか5件）

海老名市債権管理条例（平成29年条例第4号）第10条第1項の規定により非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

令和4年度海老名市債権管理条例に基づき放棄した非強制徴収債権一覧表

名称	件数	金額	非強制徴収債権を放棄した事由		放棄した日	
			第10条第1項 該当号数	件数		
在宅福祉サービス利用料	14 件	6,080 円	第1号	0 件	0 円	
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	14 件	6,080 円	
老人保護費個人負担金	1 件	109,400 円	第1号	0 件	0 円	
			第2号	1 件	109,400 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	0 件	0 円	
障害者自立支援給付費返還金	1 件	776,685 円	第1号	1 件	776,685 円	
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	0 件	0 円	
保育所延長保育料	5 件	21,500 円	第1号	0 件	0 円	
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	5 件	21,500 円	
園児給食費(主食費)	6 件	6,000 円	第1号	0 件	0 円	
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	6 件	6,000 円	
園児給食費(副食費)	3 件	13,500 円	第1号	0 件	0 円	
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	3 件	13,500 円	
合計	30 件	933,165 円	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号	1 件 1 件 0 件 0 件 28 件	776,685 円 109,400 円 0 円 0 円 47,080 円	

※海老名市債権管理条例第10条第1項

第1号 破産免責
第2号 債務者死亡、相続放棄
第3号 生活困窮(生活保護又は同等)

第4号 徴収停止後1年を経過した後、なお無資力
第5号 時効期間満了

議案第 4 1 号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正
について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを行うため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1事業系一般廃棄物の部市が、市長が承認したものを収集、運搬及び処分をするとき。の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

海老名市火災予防条例の一部改正について

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしたいため

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例

海老名市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項中

「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記に分類されないもの	使用温度が 8 0 0 °C 以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
	使用温度が 3 0 0 °C 以上 8 0 0 °C 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0
	使用温度が 3 0 0 °C 未満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0

」を

「

固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料とする もの	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	不燃	木炭を燃料とする もの	炭火焼き器	—	8 0	3 0	— 0	3 0
上記に分類されないもの	使用温度が 8 0 0 °C 以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0		
	使用温度が 3 0 0 °C 以上 8 0 0 °C 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0		
	使用温度が 3 0 0 °C 未満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0		

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の海老名市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 4 3 号

令和 4 年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 4 年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、未処分利益剰余金を処分したいため

令和4年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金515,372,069円のうち、269,775,672円を資本金へ組み入れ、245,596,397円を減債積立金へ積み立てる。

参考資料

令和4年度海老名市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,263,040,145	2,375,086,858	515,372,069
議会の議決による処分額	269,775,672	0	△ 515,372,069
資本金への組入	269,775,672	0	△ 269,775,672
減債積立金の積立	0	0	△ 245,596,397
処分後残高	3,532,815,817	2,375,086,858	(繰越利益剰余金) 0

議案第 4 4 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市大谷北二丁目（以下略）

氏 名 秋 庭 博 行

生 年 昭和 2 6 年

提案理由

現委員秋庭博行氏の任期満了（令和 5 年 1 2 月 3 1 日）に伴い、再推薦したいため

(参 考)

秋 庭 博 行 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和49年 3 月	大学造形学部卒業
昭和51年 4 月から 昭和62年 3 月まで	海老名市立海老名中学校教諭
昭和62年 4 月から 平成 7 年 3 月まで	海老名市立海西中学校教諭
平成 7 年 4 月から 平成15年 8 月まで	海老名市立今泉中学校教諭
平成15年 9 月から 平成20年 3 月まで	海老名市立海老名中学校教頭
平成20年 4 月から 平成24年 3 月まで	海老名市立海西中学校校長
平成24年 4 月から 平成26年 3 月まで	神奈川県県央教育事務所教育指導員
平成26年 4 月から 平成29年 9 月まで	海老名市教育委員会教育支援課教育専門指導員
平成27年 1 月から 現在まで	人権擁護委員

令和5年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

- 議案第45号 令和5年度海老名市一般会計補正予算（第6号）
議案第46号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度海老名市一般会計等歳入歳出決算認定（別冊）

- 認定第1号 令和4年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和4年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について

令和5年第3回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期32日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
8月29日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月4日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
9月8日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
9月11日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月12日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月14日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
9月15日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
9月19日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	公共施設再編・適正化に関する特別委員会	本会議終了後
9月21日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	午前9時
9月22日	金	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月25日	月	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月27日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
9月29日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分